

豊島区景観資源の指定について

1 豊島区景観資源の指定について

景観まちづくりを進めるための啓発事業の一環として、豊島区景観条例第 23 条および豊島区景観条例施行規則第 26 条に基づき、区民等に親しまれ地域を特徴付ける景観を形成しているものとして、豊島区景観資源を平成 30 年度に募集した豊島景観百選より指定する。

豊島区景観資源の指定を通じて、事業者や区民の方の景観まちづくりへの意識が向上すること、また地域の景観を特徴づける要素に景観資源指定という一定の位置づけを与えることによる周辺環境への景観配慮の協議や指導に説得力を持たせる効果を期待し、地域での維持・保全活動や景観まちづくりへの活用などの取り組みにつなげていく。

【参考】

豊島区景観条例第23条（景観資源の指定）

区長は、地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを、規則で定めるところにより、豊島区景観資源として指定することができる。

豊島区景観条例施行規則第26条（景観資源の指定）

区長は、条例第 23 条の規定により、次に掲げるもののうち、地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを景観資源として指定することができる。

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 公共施設等 | (2) 建築物又は工作物 |
| (3) 樹木又は樹木の集団 | (4) 祭事、催しその他の行事 |
| (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると区長が特に認めたもの | |

（同条第二項）

前項の規定による景観資源の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- | |
|--|
| (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること |
| (2) 道路その他の公共の場所から容易に望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること |

○豊島区景観資源の指定方針

●指定方針1:地区特性に着眼して指定

景観形成特別地区やその候補地等、一般地域より更に景観への配慮が必要となる地区区域内において豊島区景観資源を指定することにより、その地域の景観を特徴づける要素に一定の位置づけを与え、周辺環境への配慮に係る景観の事前協議や指導に説得力を持たせる。

●指定方針2:景観構成要素に着眼して指定

デザイン検討部会やアドバイザー会議にて論じる事案が多くなってきている通りや坂などの重要な景観構成要素について豊島区景観資源に指定することにより、その周辺の建築物等についてのデザイン検討部会やアドバイザー会議における景観への配慮に対する事前協議や指導に説得力を持たせる。

●指定方針3:無形を指定できる豊島区景観資源の特色に着眼して指定

人々の生活や営みにかかる無形のものを指定できるという豊島区景観資源指定の特色を活かして指定をする。但し、平成30年度に実施した景観百選の中で景観資源の要件を満たす無形の景観資源対象のものは昨年度に指定済のため、今後景観百選の件数を増やしていく中で、景観百選に無形のものが新たに追加された場合に改めて景観資源指定の検討をする。

○豊島区景観資源指定予定

- | | |
|---------------------|---------------|
| ①門と蔵のある広場および旧丹羽家腕木門 | (豊島区景観資源 第3号) |
| ②私の庭みんなの庭 | (豊島区景観資源 第4号) |
| ③大塚駅南口駅前広場(トランパル大塚) | (豊島区景観資源 第5号) |





(上) 門と蔵のある広場



(右) 旧丹羽家腕木門

門と蔵のある広場 および 旧丹羽家腕木門

きゅうにわけうでぎもん

○『門(旧丹羽家腕木門)』と『蔵(旧丹羽家住宅蔵)』のある広場で、地域のまちづくり協議会が計画作りに参加し、ワークショップにて地元小学生の「こんな広場があったら良いな」という希望を聞いたり、地域住民との話し合いを重ねたりして整備を行い、平成21年3月に開園しました。

○旧丹羽家腕木門は、染井通りの南側にあった津藩藤堂家下屋敷(現在の駒込4・5丁目一帯)の裏門を、かつての植木屋、丹羽家が譲りうけたといわれています。「腕木」という梁で屋根を支える「腕木門」と呼ばれる形式となっており、簡素な構造ですが格式のある門です。江戸時代の腕木門としては区内で唯一の事例であり、植木の里・駒込の歴史を物語るシンボリック存在として長年地域の人々に親しまれています。平成19年8月に豊島区指定有形文化財となっています。

○旧丹羽家住宅蔵は、かつての染井の植木屋である丹羽右衛門家の屋敷跡の一部で建築当時の姿を残しています。昭和11年頃の建築で当時としては珍しい鉄筋コンクリート造でありながらも細部には職人の技術や建築主のこだわりが見られます。平成20年に国の登録有形文化財となっています。

<基本データ>

- 所在地: 豊島区駒込3丁目12-8
- 所有者: 豊島区



私の庭みんなの庭

○居住環境総合整備事業(=整備区域内の防災性を向上させ、かつ居住環境を改善し良好な住宅地として再生していくための事業)により整備された広場で、区が所有し、清掃・除草・作物の手入れ・門の開閉等の維持管理は地域の方々からなる管理運営組織において行われています。

○防災空地であったところを地域住民によるワークショップにて庭づくりについて検討し、平成9年に完成しました。

○四季折々の草花、小川や畑などがあり、都会ではなかなか難しいザリガニ釣りやトウモロコシ栽培等も経験出来る貴重な場所です。自然を感じられ、地域の人々の憩いの場となっています。

<基本データ>

- 所在地:豊島区駒込3丁目8
- 所有者:豊島区



大塚駅南口駅前広場(トランパル大塚)

○大塚駅周辺では人間優先の基盤が整備された「安全・安心のまち」をコンセプトに、活力ある地域拠点を構築するためのまちづくりがすすめられてきました。平成21年に南北の駅前広場を結ぶ経路としてJR大塚駅南北自由通路が開通した後、平成29年5月に大塚駅南口の駅前広場の再整備が完了し(広場名トランパル大塚)、利用者や買い物客、来街者にとって、安全で快適な歩行空間が生まれるとともに、憩いの場・賑わいの場が形成されています。

○鉄道と都電が交差し区内外から人々が集う拠点にふさわしい魅力を備えた大塚駅周辺の景観まちづくりを進めて行く上で、バラを始めとした緑や人々が集い憩えるベンチが設置された広々とした空間は、周辺を囲む高層建築物との一体的な景観を彩る大塚駅南口駅前の重要な顔の一つとなっています。

○大塚駅南口駅前広場(トランパル大塚)では、東京大塚阿波おどり、おおつか音楽祭、大塚バラまつりなど地域による祭りやイベントが開催される多目的な広場として有効活用されており、こうした取り組みにより、大塚のまち全体がさらに魅力あるものとなっています。

<基本データ>

- 所在地:豊島区南大塚3丁目33
- 所有者:豊島区